



釜石市市営建設工事及び建設関連業務委託の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査申請の受付に関する告示

釜石市市営建設工事及び建設関連業務委託の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査申請を次のとおり受け付ける。

令和3年2月1日

釜石市長 野田 武 則



1 資格審査申請書類

建設工事及び建設関連業務委託のいずれも、岩手県様式又は国土交通省（地方整備局等）様式を準用するものとし、提出書類は次のとおりとする。

(1) 入札参加資格審査申請書

登録を希望する業種を記載すること。なお、市内に主たる営業所を有する建設工事業者で下水道に関する工事及び水道に関する工事（水道事業所が発注する工事）を希望する申請者は、「下水道工事希望」及び「水道工事希望」と左下欄外に記載すること。

【※建設関連業務委託の場合は、業態調書も提出すること。（国様式を準用する場合）】

(2) 営業所一覧表

許可業種のうち、当該営業所で営業する業種を記載すること。

(3) 工事経歴書又は実績調書

直前2年間の各営業年度内及び申請の日までに着工（着手）した工事（業務）のうち、主なものを記載すること。

(4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書【※建設関連業務委託の場合は不要】

(5) 希望する工事（業務）種別の直前3年間（2年間）の年間平均完成工事（実績）高

(6) 技術職員名簿

下水道工事等を希望する場合は「排水設備工事責任技術者証」の写しを添付すること。

(7) アスファルトフィニッシャー保有調書【※舗装工事を希望する者に限る。】

アスファルトプラントの保有状況についても記載すること。なお、貸借契約を締結している者は、その証拠書類を添付すること。

(8) 船舶所有調書【※海中土木工事を希望する者に限る。】

貸借契約を締結している者は、その証拠書類を添付すること。

(9) 納税証明書

・申請時前2か月以内に発行されたものを提出してください。

①市税：申請時まで納期が到来する市税を完納の上、提出すること。

②消費税及び地方消費税：(a) 法人の場合 納税証明書（その3の3）

(b) 個人の場合 納税証明書（その3の2）

※市内に営業所を有する者は①及び②、それ以外の業者は②のみを提出すること。

(10) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書【※建設関連業務委託の場合は不要】

(11) 年間委任状

主たる営業所以外の営業所において登録を希望する者に限るものとし、受任期間は2年間とする。

(12) 釜石市内営業所職員名簿

本店等が釜石市外にあり、釜石市内の営業所において登録を希望する者に限る。

(13) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類又は誓約書【※建設関連業務委託の場合は不要】

※(4)総合評定値通知書の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」の表示がある場合は提出不要。「除外」、「無」の場合は次のとおり提出すること。

①雇用保険の加入に関する書類

(ア) 加入義務がある場合

労働（雇用）保険の保険料申告書の写し（労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写しを提出すること。）

(イ) 加入義務がない場合

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書

②健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

(ア) 加入義務がある場合

年金事務所等発行の保険料の領収書の写し（健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書の写し及び厚生年金保険の領収書の写しを提出すること。）

(イ) 加入義務がない場合

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書

(14) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

※注意事項

- ・提出書類のうち、官公署等が発行する諸証明については、原寸大の複写でも可とする。
- ・提出書類は、A4判ファイル綴とし、表紙及び背表紙に業者名を記載すること。
- ・釜石市内の営業所において登録を希望する者は、宛先を記載し84円切手を貼付した返信用封筒1通を添付すること。
- ・提出書類のうち(5)の内容は原則として、経営事項審査結果と一致すること。
- ・上記書類のうち(7)、(8)、(12)、(13)の①(イ)・②(イ)及び(14)の各様式については、釜石市ホームページに掲載することとする。

2 受付期間

令和3年3月1日（月）から同月19日（金）までとし、持参又は郵送等により提出すること。
なお、受付期間最終日の午後5時00分までに必着のこと。

3 有効期間

令和3年度及び令和4年度とする。ただし、適用日は新格付決定の日とし、終期は令和5・6年度格付決定の前日とする。

4 資格審査及び通知

審査の結果、資格基準に適合すると認められた者について、当市が定める業種別の区分を行い、更に等級別区分を行う業種については格付を行う。

資格者名簿に市内業者として登録する者に対しては、結果を通知する。

5 参考要綱

釜石市市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する要綱（平成7年釜石市告示第4号）

6 申請先

〒026-8686

釜石市只越町3丁目9番13号

釜石市総務企画部財政課契約係

TEL 0193-27-8416 FAX 0193-22-2686